

公共用水域等の水質測定計画に係る地下水汚染観測地点の廃止（案）について

令和 7 年 9 月
環境保全課

1 要旨

水質汚濁防止法に基づき作成する、令和 7 年度公共用水域等の水質測定計画について、地下水汚染観測地点（定期モニタリング）1 地点を廃止する。

2 概要

(1) 廃止する観測地点

府中市阿字町の観測点（K-63（別図参照））

(2) 経緯

年月	内容
H4. 3	・県全域でトリクロロエチレン等使用事業場実態調査を実施。 ・府中市阿字町内のトリクロロエチレンを使用する事業場の周辺 6 地点を調査したところ、K-63 の井戸で水道暫定水質基準※（以下「基準値」という。）を超えるトリクロロエチレンが検出された。 ・その他の周辺井戸 5 地点においては、基準値以下であった。 ・汚染判明後、飲用利用を廃止し、飲用によるばく露防止の対策を講じている（K-63）。
H4. 7～	K-63 において継続監視調査を実施。
H5. 2	事業場においてトリクロロエチレンの使用が廃止された。
H22. 11	事業場においてジクロロメタンの使用が廃止されたことに伴い、特定施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設）の廃止届が提出された。
H29. 11～R6. 10	H28 年度までは断続的に基準値を超えるトリクロロエチレンが検出されたものの、H29 年度以降は基準値以下であった（K-63）。
R6. 10	K-63 の周辺井戸 3 地点（K-730、K-731 及び K-732）において汚染井戸周辺地区調査を実施し、いずれも基準値以下であった。

※ 当時は環境基準がなかったが、平成 9 年 3 月に水道暫定水質基準と同じ値で環境基準が設定された（当時:0.03mg/L 以下、平成 26 年 11 月改正:0.01mg/L 以下）。

・各地点の位置及び測定結果の概要は、別図のとおり

3 廃止の理由

継続監視調査の終了については、環境省通知（平成 13 年 5 月 31 日付け環水企第 92 号、令和 7 年 2 月 14 日一部改正）に定められおり、その基準に適合しているため。

	基準	K-63 の状況
(1)	測定地点で一定期間連続して環境基準を満たしていること。	平成 29 年度から令和 6 年度までの調査で環境基準に適合している。
(2)	再度、汚染井戸周辺地区調査を行い、全ての地点が環境基準以下であること。	周辺井戸 3 地点（K-730、K-731 及び K-732）において、令和 6 年度に調査し、いずれの地点も環境基準以下である。
(3)	上記(1)、(2)を確認した上で、汚染物質や地下水の用途等、各地域の実情を勘案し総合的に判断すること。	現在、周辺にトリクロロエチレンを使用する事業場等は存在せず、新たな健康被害が生じるおそれはないと考えられる。

4 その他

今回の調査終了について、府中市と調整済みである。

【観測地点図】

